

域・「歴史の道」におけるサインとも効果的に連携できるよう調整を図っていく。

＜野外模型＞

政庁地区の建物配置模型と作貫地区の発掘状況模型は、現地で活用を続けていく。ただし、説明プレートは劣化の程度に応じて適宜修理する。南門地区の地形模型は、新たに表示する南北大路にごく近接することとなるため、これを移設する。今後再整備あるいは新規整備を行う地区においても、建物配置等の模型設置を検討する。

＜便益施設＞

四阿は政庁地区・六月坂地区を除く既整備地区に設置されており、園路に沿った見学や散策にとって適度な距離感で配置されていると考えられる。日常的な清掃と破損時の修理を今後も継続し、来訪者に休息と憩いの場を提供していく。周囲の眺望も楽しむことを意図して設置した場所において、樹木の成長によって眺望が妨げられている場合には、間伐や剪定を行い眺望を回復させる。ベンチは史跡の面積が広大な割には少ないため、園路沿いの適切な場所を選定し設置数を増やしていく。

トイレは現在多賀城廃寺跡を含めて4ヶ所にあるが、南門地区のものは地形の修復にあわせて撤去し、導入拠点に新たに設置する。また、動線の中継地点となる政庁地区北端部にもトイレの設置を検討する。多賀城廃寺跡地区の収蔵庫に付設しているトイレは、老朽化が著しいため、管理施設とともに改修を検討する。

＜広場＞

主要な導入口である南門地区南端部の導入拠点に、団体の集合やボランティアによる説明、小規模なイベント開催、地域住民・県民の交流活動等、多目的に利用できる広場を設定する。

各整備地の適所にオープンスペースを設けて園地的な利用を行う場とし、体験学習や様々なイベントに積極的に活用する。

また、維持管理のための管理用広場を必要に応じて各整備地に設置する。

c. ガイダンス施設ほか

多賀城跡への導入拠点とする南門地区南端部にガイダンス施設を、政庁地区北端部に休憩施設を兼ね

た案内施設を設置する。

＜南門地区南端部＞

多賀城跡全体と周囲の歴史的環境のガイダンスを現地でを行う中心的施設として位置づけ、多賀城跡と南面の古代都市・周辺を含めた様々な歴史遺産の紹介、見学・学習のための情報提供、史跡ガイド、休憩等のサービス機能に特に重点を置く。東北歴史博物館・多賀城市埋蔵文化財調査センターでは、従来通り出土資料の実物展示のほかに講座・体験教室等の普及事業を継続し、ガイダンス施設と機能を分けあう。施設内には、史跡案内や見学ルートの紹介をするボランティアの活動拠点、施設運営のための事務部門を組み込む。

設置位置は、運営活用面から見た場合、導入拠点となる南北大路への入口近くが最適である。そして、このガイダンス施設は、団体への説明等の多目的に利用する広場と駐車場とに隣接させることにより、その機能を十分に発揮できることとなる。この考え方は、平成7年に策定した「南門－政庁間整備活用計画」や第3次保存管理計画と同様なものである。

南門地区の南側は指定地外となるが、都市間を繋ぐ幹線道であり交通量がきわめて多い県道泉塩釜線が接し、さらにその南側には多賀城市の中央公園が存在する。ガイダンス施設・広場・駐車場を指定地外の中央公園に設定すると、来訪者は南北大路に至るまでに県道を横断せざるを得ないこととなる。南門地区の整備が進んだ際には、学校団体のほか、高齢者・身障者を含む一般団体の来訪者が急増すると予測されるため、駐車場から史跡の導入口に至るまでの間で十分な安全確保を図る必要がある。したがって、ガイダンス施設と広場、駐車場は、これらをあわせて指定地内である南門地区南端部近くに設定せざるを得ない。

＜政庁地区北端部＞

休憩施設を兼ねた小規模な案内施設を設置する。この場所は史跡内の各整備地を中継できる位置にあることから、史跡全体の概要説明と総合案内の機能を持たせ、あわせて団体来訪者への対応や管理運営に供する広場を併設する。

d. 管理運営のための施設

＜管理棟＞

政庁地区の北東にある多賀城跡管理事務所は、日常的な史跡の巡回・清掃のための事務所、倉庫として使用しているもので、今後も継続使用していく。

多賀城廃寺跡地区にある施設は管理運営・情報の発信のために設置されたものであるが、老朽化が著しいことから、ガイダンス機能を付加した管理施設として改修を検討していく。

＜管理用道路＞

管理用道路には生活用道路と兼用したものがあり、一方で整備地に車両が入ることができない箇所もある。効率的かつ安全な維持管理のためにも、今後の整備においては管理用道路の確保を図っていくこととする。

＜防犯灯・照明施設など＞

防犯・防災上、夜間の安全確保の必要がある場所においては、照明施設の設置を検討する。

復元される南門には、防災・防犯・消火器・電気設備等を整備し、管理に万全を期すとともに、周囲からよく見える場所であることから、情報発信を積極的に行うためにも夜間のライトアップのための照明設備を整備する。

⑧ 公開活用に関する方針

a. 積極的な情報発信

＜ホームページ、パンフレット・案内マップ等＞

これらの方法による情報発信は、従来も関係する機関・団体によって積極的に実施されてきた。今後もこれを継続するとともに、その内容には常に新情報を盛り込んでいく。そのために、宮城県文化財保護課・多賀城跡調査研究所・多賀城市教育委員会による発掘調査成果や整備の進行状況を多賀城跡連絡協議会を通じて共有し、関係機関・団体へ提供していく。案内パンフレットや見学マップの製作にあたっては、その内容等について十分な連絡調整をとるとともに、順次多言語化も図っていく。また、今後の整備事業計画の情報を発信し、将来の多賀城跡の姿を県民に伝えていくことも重要である。

＜学校・子供向けの情報発信＞

出前講座や史跡案内によって、郷土の重要な歴史遺産である多賀城跡の紹介を積極的に続けるとともに、遠足・修学旅行の対象地としてより多くの学校が訪問してもらえるよう広く呼びかけていく。

＜展示＞

東北歴史博物館・多賀城市埋蔵文化財調査センターにおける展示においても、新資料の積極的な紹介に努める。常設展にあっては、まとまった展示替えを頻繁に行うことは困難であるため、同種遺物の差し替えや新資料のトピック的な展示等を行っていく。また、多賀城跡の歴史的意義や特質をわかりやすく伝えられる特別展を、南門復元など整備事業の進行にあわせ様々な機会を捉えて開催していく。

＜発掘調査現場における説明＞

発掘調査の現場は、いわば生の情報を伝えられる絶好の場である。調査地の状況によって、広く日常的に公開することが困難な場合も多いが、調査の目的や状況を伝えるパネルの設置等を実施し、可能な範囲で公開していく。成果がまとまった段階での現地説明会も従来通り実施していく。

b. 史跡案内

＜ボランティアによる史跡案内＞

これまでも活発に行われており、会員からは郷土の歴史遺産を誇りとして多くの人に伝えたいという思いを伝えられている。今後も継続してもらえよう、団体相互の連携や新情報の提供等の支援を行っていく。また、解説の内容に関しての共同研修会の実施や外国からの来訪者への対応も検討していく。

来訪者が現地で解説ボランティアの存在を知り、活動が効果的に進められるよう、史跡の導入口に設置するガイダンス施設に活動拠点を設ける。

＜東北歴史博物館「多賀城跡史跡めぐり」＞

月2回の定例的な実施とともに、季節の花を見ながらのハイキングを兼ねた新たな企画等も継続していく。

＜「歴なび多賀城」の活用＞

「歴なび多賀城」は、スマートフォンやタブレットを用いて現地でCGや解説を提供するものである。これは現地における解説手法としてきわめて優れたものであり、今後も広報に努め、説明板等の設置と連携させながら利用の促進を図っていく。

c. 関連機関による事業の展開

S重点遺構保存活用地区等、整備によって造られた歴史的景観を活用し、古代多賀城を理解してもらうための歴史体験やイベントを行っていく。たとえ

ば、政庁で行われた儀式を再現し体験するもの、古代多賀城の経営や機能と関わりがあった地域と連携したイベント等が考えられる。

さらに、市民と史跡を結びつけ、史跡を憩いと交流の場としてもらうために、伝統芸能や伝統行事ほかの様々な文化的事業、地域の活性化につながるイベント等を市民団体とともに開催していく。また、大人も子供も一緒に楽しめるイベントを企画し、子供達が地域の人々との交流を通じて、地域の歴史・文化・知恵を学べる機会をつくっていく。

一般向けの講座・研修会、学校への出前講座、現地での説明会・体験学習等の活動も、関連機関で役割を分担しつつ従来通り積極的に実施していく。

また、多賀城跡あやめ園の運営、史都多賀城万葉まつり、アラハバキの灯^{としび}といった事業が活発に行われてきており、今後の事業の継続にあたっても協力しあっていく。

d. 地域や市民団体による文化的事業の活発化

市民あるいはNPOほかの各種団体との対話の場を設け、これまで開催されてきたイベントに加え、さまざまな事業の実施を呼びかけ、これと積極的に協働し交流の場を提供していく。

e. バリアフリーへの対応

多賀城跡は起伏に富んだ丘陵地に立地し、政庁のほか実務官衙が丘陵頂部や台地上に独立的に存在するため、総体的にはバリアフリーの実現は困難な状況にある。しかし、整備地個々の地形の状況と導入口・連絡園路との関係によっては、一定の範囲での対応が可能となる地区もある。したがって、バリアフリーへの対応は地区を単位としてその採否を判断していくこととする。

特別史跡内において、車イスでの入場と内部での一部の通行が可能となる配慮をしてきたのは柏木遺跡地区のみである。他にそれを実現できる可能性がある地区として、東門・大畑、作貫、六月坂地区がある。今後、昇降場の設置や遊歩園路の勾配の緩傾斜化、幅員の確保等の対応を図っていく。政庁地区は北殿からの進入は介助があれば可能ではあるが、内部の車イス通行は困難である。南門地区は、南北大路から南門への通行は困難となろうが、北側から南門へは可能となるよう園路の設置に配慮する。

トイレは、現在多賀城廃寺跡地区と東門・大畑地区のもののみ車イス対応としてあるが、今後、南門地区の導入拠点及び政庁地区北端部に設置するものはユニバーサルデザインとする。

⑨ 周辺地域の環境保全及び関連文化財等との有機的な整備活用に関する方針

多賀城市が策定した「多賀城市歴史的風致維持向上計画」においては、「古代多賀城に見る歴史的風致」^{しおがま}、「塩竈街道に見る歴史的風致」^{ていざん}、「農村集落に見る歴史的風致」^{すなおし}、「貞山運河に見る歴史的風致」に係わる区域を重点区域とし、その歴史的風致を維持向上させるとともに、これらを一体的に活用しまちづくりを推進するための施策を重点的に実施することとしている。重点区域は、特別史跡多賀城跡附寺跡を核として、「末の松山」等の歌枕の地とその周辺地区、多賀城跡南面の市川橋遺跡、旧塩竈街道沿いの集落、砂押川、貞山運河等の約327haの範囲とされ、指定文化財をはじめ様々な歴史文化遺産を包括している。

施策としては、多賀城南門復元をはじめとする特別史跡内の整備のほか、指定地外における南北大路の復元的表示と「大路広場」の整備（平成26年度完成）、歌枕の地周辺の景観整備、歴史的風致を形成する建造物（板倉等）の調査と保存活用、旧塩竈街道沿いの修景整備、これらの歴史文化遺産を繋ぐルート「歴史の道」の整備、説明板等のサインの設置、文化財の保護普及事業の推進等、多くの事業が計画されている。

さらに、多賀城市は平成23年4月に景観行政団体に移行し、以降景観計画の策定に取り組み、市民との協働により平成26年度にこれを策定した。計画では、市の個性を特徴づける歴史・文化・自然資源を活かした魅力的な景観形成をめざすため、歴史的風致維持向上計画の重点区域に多賀城駅周辺の中心市街地を加えて「景観重点区域」を設定している。「景観重点区域」では、区域ごとに景観整備の方針を定め、住宅や屋外広告物など建築物の意匠・色彩・高さ、土地開発時の植栽や擁壁の規模・意匠等に基準を設け、届出行為を定めることとしている。

⑩ 整備事業に必要なとなる調査に関する方針

発掘調査は、S重点遺構保存活用地区のほか、今

後の整備のために追加調査が必要な箇所について優先的に実施する。その調査は整備データを得るための限定的な規模とする。多賀城跡調査研究所では、平成 21 年度に開始した発掘調査第 9 次 5 年計画より外郭施設のデータ収集を目的に調査を継続している。平成 26 年度からの第 10 次 5 年計画では、南門と南辺の詳細調査のほか、西辺と外郭西北隅における区画施設や付属施設の状況把握を行う予定としている。これらの調査は、将来的な多賀城跡の西側部分の整備をめざしたものであると同時に、多賀城跡の価値をより高めるために、未調査地の性格・機能をより明らかにすることを目的としている。

発掘調査のほか、整備のために必要となる各種の調査の実施も検討する。

⑪ 維持管理に関する方針

a. 日常的維持管理

史跡・整備地の保全と景観の維持向上のため、管理団体である多賀城市が、これまでと同様に監視・見回り・清掃等の日常的管理を実施するとともに、応急的かつ小規模な修繕を実施する。既整備地については、遺跡構成要素の明確化と来訪者の利便に配慮し、公園的管理を実施する。未整備公有地については、除草・花卉の植栽等を住民の協力を得て実施し、景観向上に向け効果的な維持管理を実施していく。

b. 大規模修復等

劣化が進行している整備箇所については、定期的な点検の実施とともに修復計画を作成し、多賀城市と宮城県が締結した覚書に基づき改善を図っていく。

c. 地域の協力による維持管理

地域住民の維持管理事業への参画は、地域の文化遺産保護への啓発にも繋がることから、これまで実施してきたように未整備公有地での除草や花卉の栽培、体験学習に伴う景観の保全・整備地の維持等について、地元団体、NPO 団体、ボランティア・学校などと協力しながら進めていく。

d. 安全の確保

指定地内には、生活用道路だけではなく、交通量の多い市道も存在する。来訪者が安全に散策できるよう、車両の低速走行を促す道路の工夫や安全走行の呼びかけ等をするとともに、公有地（整備地）と

車道の境に柵などの設置を検討する。

（6）実施計画（第二期長期基本計画の改定）

ここに示す実施計画は、第 3 次保存管理計画及び本章で示した保存活用の基本的な考え方と整備方針に基づき、S 重点遺構保存活用地区、A I 遺構等保存活用地区、C 湿地環境保全地区（南辺東地区）の整備計画を定め、第二期長期基本計画後半の実施計画を改訂するものである。

① 事業計画

a. S 重点遺構保存活用地区

S 重点遺構保存活用地区の中核部である政庁は、奈良時代の第Ⅱ期に最も機能性と荘厳性を備えている。これまでの政庁跡と南大路跡の整備にあたっては、来訪者に多賀城跡の歴史的価値と特性を実感してもらえよう、表現時期はこの第Ⅱ期を基本としてきた。したがって、今後の S 重点遺構保存活用地区全体の整備にあたっては、来訪者の理解に混乱をもたらないよう、これまでの方針を引き継ぎ遺構の表現時期は第Ⅱ期に統一することとする。ただし、城外の館前地区においては、国司館と考えられる建物群が現れる時期が平安時代の第Ⅲ期であるため、この時期を表現時期とする。

<政庁地区>

- ・ 正殿・政庁南門の表示修復
：東日本大震災によって生じた上面の舗装の亀裂を、平成 24・25 年度に災害復旧事業として修復した。
- ・ 脇殿・楼・後殿・北殿の追加表示
：平成 22～26 年度に実施した。
- ・ 南側平坦面の再整備
：Ⅱ期の南門前殿の有無を再検討した上で、盛土表示の撤去と南側平坦面の再整形を検討する。
- ・ 築地塀の修復
：平成 20・21 年度に実施した。
- ・ 政庁内園路の再整備
：平成 25 年度に政庁南門－石敷広場間、正殿－後殿間の再舗装を実施した。
- ・ 休憩施設・説明板の修復
：政庁南門の南東側に設置してある稲井石敷き総合解説広場とベンチの修復、及び史跡・地区・遺

構説明板の修理・改訂を行う。

・公開活用、管理運営のための整備

：政庁地区の北端部に小規模な休憩案内施設を整備する。施設には、史跡全体を紹介する説明板・総合案内板を設置し、団体来訪者への対応や管理

運営に利用できる多目的広場を併設する。

：休憩案内施設と北殿を結ぶ専用園路を新設する。
(一部は平成 26 年度に実施済み)。

・植栽・修景

：政庁跡北東部及び西辺外側において間伐等を平

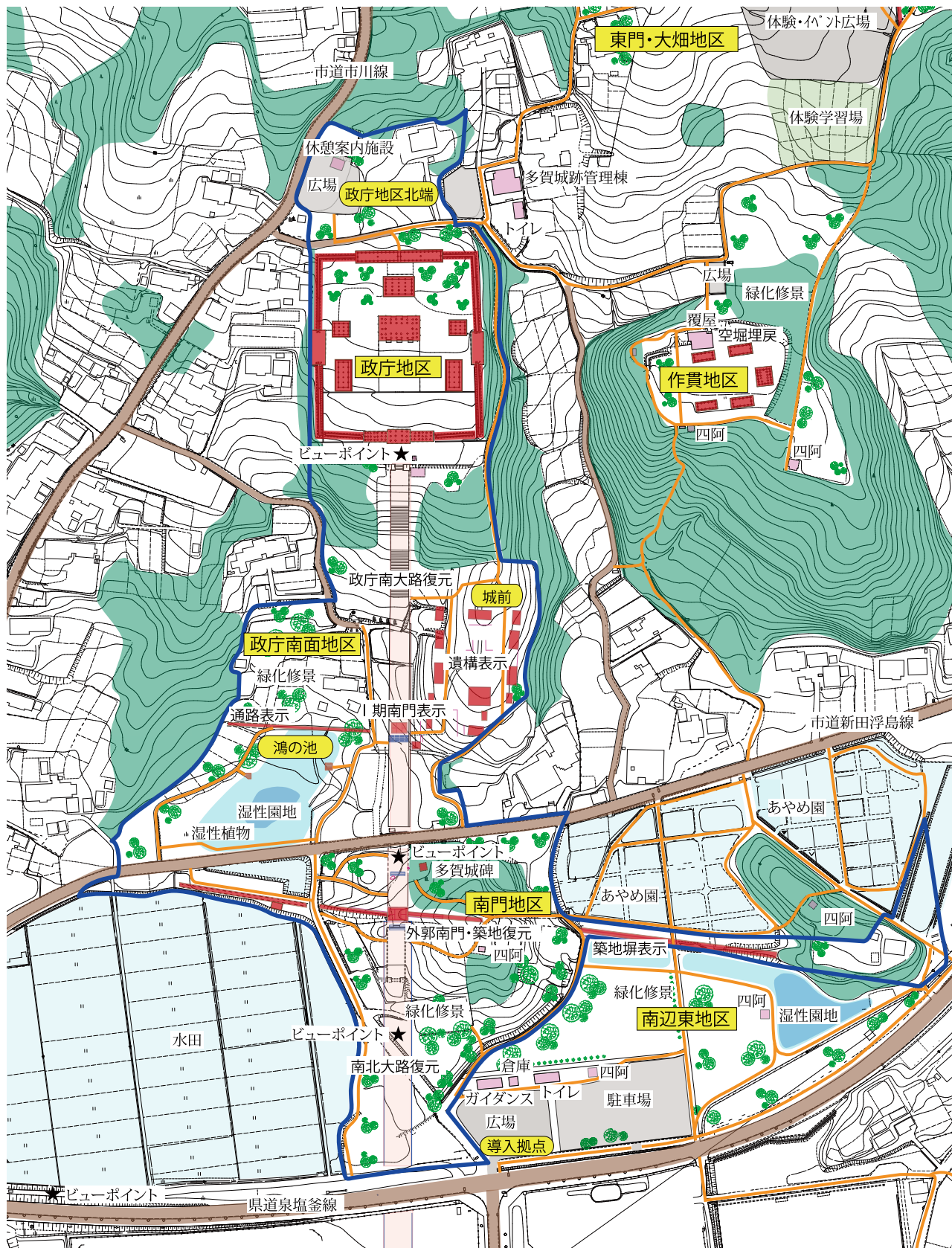


図 50 S 重点遺構保存活用地区 整備基本計画図

成 25 年度までに実施した。

：休憩案内施設周辺を植栽修景するとともに、政庁跡の東西、地区の北側境界にある既存緑地を史跡景観の一部として維持し、間伐・枝払い等の管理と修景を行う。

・ビューポイントの設定

：政庁南門跡を、南側の整備地及び平野部を眺望できるビューポイントと位置付け、説明板等を設置する。

＜政庁南面地区＞

・政庁南大路の修復・復元

：既復元部分の舗装を修復するとともに、南側延長部の復元を行い、これを S 重点遺構保存活用地区における中軸の動線と位置付ける。

：路幅は約 13m、舗装は土系舗装とし、東肩には側溝、低地の西肩には石垣を復元する。

：玉川寺跡にある石碑群は、南大路にかかるため一部を移設せざるを得ないが、市川集落の歴史を物語るものとして保全し紹介していく。

・西側の東西通路の復元

：政庁南大路西側に第Ⅰ期の材木堀跡に設けられた通路を復元し、園路として利用する。

・第Ⅰ期南門跡の表示

：位置と規模を政庁南大路の路面上に表示する。

・城前官衙建物群・材木堀の表示

：政庁南大路東側の丘陵上に、規則的に配置された建物群を平面表示する。建物群は、痩せ尾根上に段差をもって建てられていたことが明らかとなっているため、表示は基本的にそれに従う。

：材木堀跡は立体的な表示を行う。

：中央部にある雷神碑は、住民・関係団体と協議の上付近に移設する。

：整備地への導入口は第Ⅰ期南門跡の東脇、南東側、北側の 3 ケ所とし、それぞれに園路を設ける。また、南東側には市道新田浮島線に繋がる管理用道路を設置する。

・地形の修復

：政庁南大路の復元、城前官衙建物群の表示、南大路西側の整備にあたっては、遺構保護のための盛土を行うとともに、過去の宅地・畑地造成によって改変された地形を修復する。

・連絡園路

：西側の低地沿いに、市道丸山線の代替道路となりうる連絡園路兼管理用道路を新設する。

・説明板等の新設・再設置

：政庁南大路・城前官衙建物群等、新たに復元・表示した遺構や、整備を実施した区域において、サイン計画に基づき説明板・標識・誘導標識などを新設・再設置し、来訪者の見学の便宜を図る。

・西側の湿性園地整備

：西側の低地にある通称鴻の池地区は、南辺築地堀の構築によって沢の出口がふさがれ、政庁地区や政庁南面地区からの雨水も排水されていたため、しばしば水が溜まり遊水池としての機能を果たしていたと考えられる。しかし、この場が水つきの湿地であったのか、常に水をたたえたある程度の水深をもつ沼であったのか、あるいは整備された園池であったのかについては明確な証拠が得られていない。したがって、今後の追加調査・研究が必要であるが、現段階では中央部付近に滞水する湿地を再現するとともに、周囲を湿性植物で修景し湿地環境を表現する計画とする。また、ここを周遊できる園路を設置する。今後の調査によりこの場の性格が明確となったならば、それを反映するよう計画の見直しも検討する。

・植栽・修景

：地区の東側と西側の境界を中心に植栽を行い、整備によって作り出す歴史的景観と周囲の生活文化構成要素（民家・墓地）とを区切る。また、政庁南大路の両側にある既存緑地は、史跡景観の一部として間伐・枝払い等の積極的な管理を行う。

：市道丸山線沿いにある電柱・電線類を移設あるいは地中化し、景観の向上を図る。

＜南門地区＞

・南門の復元

：S 重点遺構保存活用地区における歴史的景観の中心的存在として復元する。構造等の具体的復元計画は、有識者による検討を経て別に多賀城市によって示されることとなる。

：南門および多賀城碑と市道新田浮島線の現交差点付近を繋ぐ園路兼管理用道路を設置し、いずれも車イスでの通行も可能となるよう検討する。

・築地塀の復元・顕在化

：南門に取り付く部分は復元展示とし、より東側では盛土整形等により顕在化させる。

：西側の南辺西地区における植樹による既表示部分は現状維持とする。

・政庁南大路の復元

：南門と市道新田浮島線間に、政庁南面地区からの延長として南大路を表現する。ただし、北側の市道新田浮島線は当分の間は現状のまま使用せざるを得ない状況である。将来地域住民の理解が得られ用途変更が可能となった段階で、地形修復とともに連続性を確保することとする。

：多賀城碑の西側では、盛土による道路復元の範囲に留意する等、「おくのほそ道の風景地 壺碑」の名勝景観との調和を図る。

・南北大路の復元

：南門から県道泉塩釜線までの復元を目指す。

：路幅は発掘調査成果に基づき 18m とする。路面は土系舗装とし、側溝も表現する。

：南北大路の連続性確保については、市道水入線の代替道路の確保が可能となった時点で、県道泉塩釜線と市道新田浮島線を繋ぐ園路を兼ねた管理用道路を整備した上で実施する。

・地形の修復

：南門・築地塀・南北大路の復元にあたっては、遺構保護のための盛土を行うとともに地形を修復する。また、他の丘陵斜面における過去の宅地造成地も盛土による修復に努める。

・トイレ等の撤去

：西側斜面では、地形修復にあわせて既設のトイレ・駐車広場を撤去し、地形模型は移設する。

：トイレ脇のスギ林は伐採する。

・導入拠点の整備

：多賀城跡への主要な導入口となる南門地区南端から東側の湿地環境保全地区（南辺東地区）において、来訪者の便宜を図るための諸施設を集中的に整備する。

：ガイダンス施設を南北大路からやや離れた丘陵下の低地に設置する。南門や南北大路からの眺望景観を妨げないためである。事前に発掘調査を行い重要な遺構が存在しない地点を選定する。史跡

景観と調和させるため高さ・意匠・色調に十分配慮したものとし、規模は必要最小限に留める。周囲には、樹木のほか万葉植物等の花卉を植栽し、来訪者の目を楽しませるよう配慮する。

：ガイダンス施設の前面に、見学者の集合や団体への説明等、多目的に利用できる広場を設ける。

：ガイダンス施設に隣接した場所にトイレを設置する。

：ガイダンス施設の東に隣接する場所に駐車場を設置し、車イス利用者の乗降スペースも設ける。施設の周辺を植栽修景し、南北大路等のビューポイントからの眺望を阻害しないよう配慮する。予定地は保存管理地区区分の湿地環境保全地区にあたるため、設置にあたっては広場とともに雨水の透水性に十分配慮した舗装方法を採用する。また、事前に遺構の有無を確認し、その保護に努める。駐車場の運用にあたっては、史跡への来訪者専用であることを明示する。

・説明板等の新設・再設置

：南門や築地塀・導入拠点等において、サイン計画に基づき説明板・標識・誘導標識などを新設あるいは再設置し、来訪者の見学の便宜を図る。

・名勝「おくのほそ道の風景地 壺碑」の景観保全・修景

：南門・築地塀・政庁南大路復元に直接影響を及ぼす部分以外では、既存樹木や露出した巨石、石垣等を現状維持するとともに、適切な修景を行う。また、復元に伴う盛土を最小限に抑え、覆屋と樹木・地形・石碑等が形成している一帯の景観保全を図る。

・植栽・修景

：市道水入線沿いにある電柱・電線類を移設あるいは地中化し、景観の向上を図る。

：多賀城碑周辺のほか、地区の丘陵頂部周辺にある既存林は現状維持を基本とし、史跡景観の一部として枝払い・下草刈りなど積極的な管理を行う。

：未調査地あるいは遺構整備地周辺のオープンスペースには、緑化修景計画に基づき適切な植栽を行う。ただし、植栽が表示・復元した遺構を遮蔽しないよう留意する。

・ビューポイントの設定

：南北大路と南門の北側にビューポイントを設ける。それぞれを、復元された南門・築地堀を見上げる場所、政庁・南大路・城前官衙建物群・鴻の池湿性園地を眺望する場所として、これらを解説する説明板等を設置する。

＜南辺東地区＞

・築地堀の顕在化

：外郭南辺東側の築地堀跡を、盛土によって整形し顕在化させる。これにより、指定地の南側を走る県道泉塩釜線や東北本線、国府多賀城駅・東北歴史博物館からの連絡園路を移動する際にも多賀城跡の広大さを見ることができることとなる。

＜館前地区＞

・国司館建物群の表示

：国司館と考えられる第Ⅲ期の建物群を表示する。

・説明板等の設置

：国府多賀城駅からの来訪者に供するものとして、史跡全体を紹介する総合案内板、説明板、誘導標識等を設置する。

・連絡園路の設置

：国府多賀城駅・館前地区・中央公園・南辺東地区を繋ぐ園路を整備する。

・整備地及び周辺の植栽・修景

b. AⅠ遺構等保存活用地区

AⅠ遺構等保存活用地区の作貫地区では、実務官衙建物群が政庁に向く「コの字」型の配置となる第Ⅲ期を表示時期としてきた。東門・大畑地区では、東辺築地堀が平安時代に西側（内側）に移動している。奈良時代では実務官衙建物が築地堀跡に沿って確認され、平安時代では地区の北西部を中心に整然と配置された建物群が確認されている。このため、これまでの整備における遺構表示時期は、地区内を南北に走る農道、すなわち平安時代の築地堀跡より東側を奈良時代の第Ⅱ期に、西側を平安時代の第Ⅲ期としてきた。いずれの地区においても、これらの時期の建物群が実務官衙域の特徴を良く示していることから、今後の整備にあたっても表示する時期は従来の方針を引き継ぐこととする。

＜作貫地区＞

・中世空堀の埋め戻し

：露出展示してきた空堀の遺構表面を養生した上

で埋め戻し、覆屋は休憩施設等としての再生を図る。また、空堀の存在を紹介する説明板等を改めて設置する。

・連絡園路の改修

：管理用車両の通行が可能となるよう改修を行う。

・説明板等の修理

：劣化が進行した説明板等を修理し、西側のスギ林中のものは設置意義を再検討した上で改修等を検討する。

・既存林の修景

：北側入口から東側にかけては、樹木の成長により閉鎖的な雰囲気があるため、間伐や除伐によって来訪者が快適に散策できるよう修景する。

＜東門・大畑地区＞

・東辺^{やぐら}櫓跡の表示

：既表示の第Ⅱ期東門の南約 150 m で新たに確認された同期の櫓跡を表現する。

・奈良時代東辺築地堀跡の顕在化

：既整備の植樹による立体的表示を周囲の修景によってより顕在化させる。

・平安時代東辺築地堀跡の顕在化

：畑地の公有化が進展し農道の必要性がなくなった時点で道路を閉鎖し、築地堀跡の保護と立体的表示を行う。表現手法は東側の奈良時代の築地堀跡と区別できるよう工夫する。これらにより、実務官衙が外郭区画施設の内部に設けられるという、多賀城跡^{じょうさく}の城柵としての特性を示していく。なお、南側の林地内（東辺地区）に続く築地堀跡では、樹木の間伐等によって顕在化させることを将来計画とする。

・平安時代官衙建物群の表示

：官衙北門等の表示の修復を行うとともに、実務官衙建物群や兵士が居住した竪穴住居跡等を追加表示する。

・官衙内道路の復元

：官衙北門から南に延びる道路の延長部を追加復元する。

・遺構表示区域の造成

：建物群・官衙内道路の追加表示区域においては、遺構保護のための盛土造成をあらかじめ行う。

・園路の設置

：平安時代の建物表示区域に遊歩園路を設置する。
 ：東門・大畑地区から政庁地区に繋がる既存の生活道路を整備して連絡園路と兼用とする。また、六月坂地区に向かっては、将来的な六月坂地区の再整備にあわせ、市道市川線の北側に接して連絡園路を新設する。同様に、東辺地区の林地内では、将来的な築地堀跡の顕在化にあわせてこれに沿っ

た連絡園路を設け、大畑地区・作貫地区・南辺東地区と連結する。

・説明板等の設置と修理

：市道市川線からの入口には、特別史跡への東からの導入口にふさわしい総合案内板等の公開活用施設を設置する。

：新たに整備する遺構等の説明板を適所に設置す

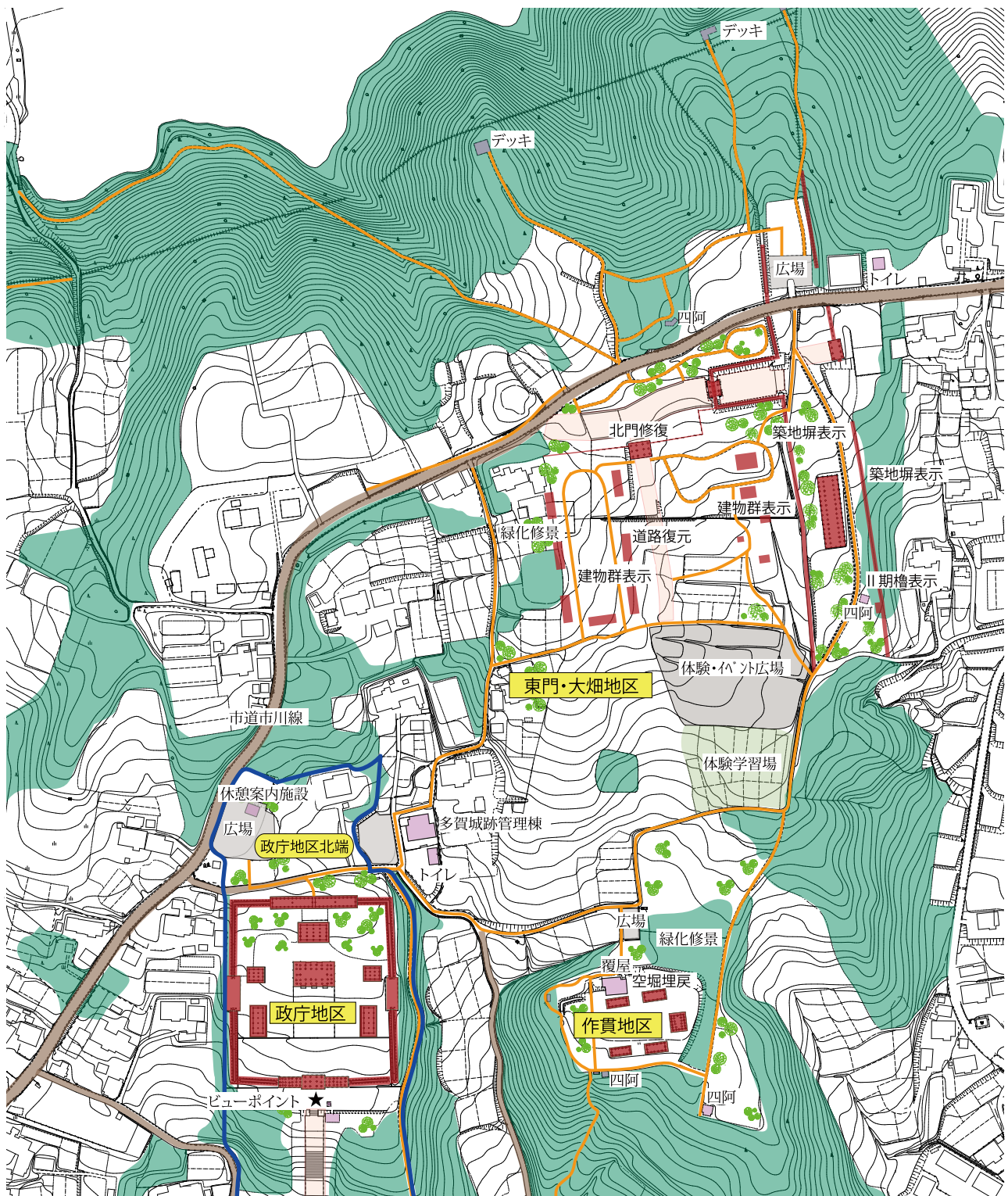


図 51 AI 遺構等保存活用地区 整備基本計画図（東門・大畑地区、作貫地区）

地区区分	対象地区	遺構表現	地形修復	園路・管理道路	各種施設	植栽・修景ほか
S 重点遺構保存活用地区	政庁地区	正殿・政庁南門修復		政庁南門 ー石敷広場	説明板修理	ビューポイントの設定
		脇殿・楼・後殿・北殿追加表示		正殿ー後殿 北殿ー休憩案内施設		北東部と西辺外側の 既存林修景
		南門前殿盛土撤去（要検討）	南側平坦面 再整形			
		築地塀修復				
					休憩案内施設 ・広場	施設周辺への植栽
	政庁南面地区	南大路修復・復元	地形修復	南門ー政庁南面		無電柱化・石碑移設 東側林地の修景
		西側通路復元	通路北側 地形修復			西・北側への植栽
		第1期南門位置表示		南大路ー城前	説明板・標識等	
		城前官衙建物群・材木塀表示	地形修復	城前ー政庁 城前ー市道 新田浮島線		東・南側への植栽
				鴻の池散策路		鴻の池湿性園地整備・ 周辺の植栽
	南門地区	南門復元	地形修復	南門ー市道 新田浮島線	説明板・標識等	名勝「壺碑」の景観保全・修景 ビューポイントの設定
		築地塀復元・顕在化				
		南大路復元		多賀城碑ー 市道新田浮島線		ビューポイントの設定 無電柱化
		南北大路復元		大路南端ー 市道新田浮島線		
					既設トイレ ・駐車場 ・地形模型撤去	
					<導入拠点> ガイダンス施設 広場・駐車場・ トイレ	施設周辺への植栽
	南辺東地区	築地塀顕在化				
	館前地区	国司館建物群表示		国府多賀城駅 ー館前ー中央 公園ー南辺東	説明板・標識等	周囲への植栽・修景

地区区分	対象地区	遺構表現	地形修復	園路・管理道路	各種施設	植栽・修景ほか		
A I 遺構 等保存活 用地区	作貫地区	中世空堀の埋戻し		園路改修	覆屋再利用 説明板修理	既存林修景		
	東門・ 大畑地区	東辺櫓跡表示		東門・大畑 ー政庁ー六月坂	説明板・標識等	大畑地区植栽		
		東辺築地塀顕在化						
		官衙建物群・北門等 修復・表示	遺構表示 区域造成	遺構表示区域内				
		官衙内道路復元						
					体験学習場			
				イベント広場				

地区区分	対象地区	遺構表現	地形修復	園路・管理道路	各種施設	植栽・修景ほか
湿地環境保全地区	南辺東地区		築地塀跡 南側盛土 除去	東南隅ーあや め園ー湿性園地 ー駐車場	説明板・標識等 四阿・倉庫	オープンスペース植栽
						湿性園地整備

表 8 整備実施計画 事業内容

るとともに、既存の説明板は劣化が見られるものから順次修理を行う。

・体験学習場・イベント広場の設置

：南半部の旧畑地においては、歴史的食文化体験学習場としての活用を継続する。その隣接地においては、広大な開地の環境保全に努め、歴史的な体験イベントのほか、様々なイベントが開催できる広場としても活用する。

・植栽修景

：遺構表示区域及びオープンスペース、園路沿い等の適所に植栽を行い、緑陰の形成及び景観の向上を図る。

c. 湿地環境保全地区

＜南辺東地区＞

多賀城市中央公園整備計画の認可範囲は、県道泉塩釜線の北側で特別史跡と重複する地区と南側の特別史跡外の地区に跨がっている。北側の特別史跡内では、南辺東地区において多賀城跡あやめ園が運営され、南側の史跡外にはスポーツ施設が供用されている。また、県道泉塩釜線と東北本線の間では南北大路の表示が実施され、城南住宅地から特別史跡への景観的な緩衝帯の役割を果たしている。

現在、築地堀跡の南側における整備が予定されている。協議の結果、この地区の整備は本計画による整備方針に基づいて実施されることで合意が形成され、西側は導入拠点の一部として位置付け、駐車場等が設置されることとなる。これら以外の整備としては以下のものが計画されている。

・盛土の除去

：南辺築地堀跡の南側において、かつての宅地造成による盛土を除去し、築地堀跡の顕在化に役立てる。

・園路の整備

：地区の南東隅からの導入口と湿性園地・あやめ園及び駐車場を繋ぐ園路を設置する。また、これを館前地区の導入口から中央公園南側を経由して区域内に入る連絡園路と連結する。

・四阿の設置

：湿性園地の隣接地及び園路脇のオープンスペースに休憩用として設置する。

・管理用倉庫の設置

：旧宅地内に残された板倉を移転し、管理用倉庫として利用する。

・湿性園地の整備

：区域の東側に鴻の池地区と同様な湿地を再現する。周囲には湿性植物を植栽する。

・植栽・修景

：湿性園地の周辺及びその他のオープンスペースでは、リクリエーションやイベント開催等の公園的利用が可能となるよう緑陰形成のための植栽を行う。

：植栽にあたっては、史跡外から築地堀跡が視認できるよう樹種や配置に配慮する。

② 事業の分担

本計画期間中の時限的措置として、多賀城市は南門復元ほかの整備事業を分担する。地区ごとの分担を以下のとおりとする。

＜宮城県＞

：政庁地区、政庁南面地区

：作貫地区、東門・大畑地区

＜多賀城市＞

：南門地区、南辺東地区

館前地区、政庁地区北端部

整備後の維持管理・補修等については、前述の通り覚書に基づき多賀城市と宮城県が協力して実施していくこととする。

公開・活用事業については、本章（５）に示した方針に基づき、多賀城市を中心として、宮城県文化財保護課、東北歴史博物館、多賀城跡調査研究所が協力して実施していくこととする。

③ 実施スケジュール

本計画期間においては、第３次保存管理計画及び本章で示した整備方針に基づき、Ｓ重点遺構保存活用地区の総合的整備を優先して集中的に実施し、多賀城創建１３００年となる平成３６年度に、中軸部である政庁地区から南門地区の公開開始をめざす。次いで、ＡⅠ遺構等保存活用地区を対象として整備を進める。実施計画スケジュール(案)を表９に示した。

また、多賀城市中央公園整備事業も本計画期間に実施されることとなる。

年度（平成）	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41
宮城県	第5次10ヶ年計画					第6次10ヶ年計画									
	第10次5ヶ年計画					第11次5ヶ年計画					第12次5ヶ年計画				
	政庁南面地区 再整備 地形測量	政庁南面地区 実施設計・基盤整備				城前地区 建物群表示		政庁南 大路復 元表示	鴻の池 地区 整備	作貫地区 整備	東門・大畑地区 整備				
多賀城市	南門地区 南門等復元 実施設計	南門地区 南門・築地塀復元ほか周辺整備 ガイダンス施設設置													
	南辺東地区整備								館前地区・政庁地区北端部整備						
参考		特別史跡 指定50年 三陸道 多賀城I.C. 供用開始			多賀城研 究所開所 50周年 東北歴史 博物館開 館20周年		多賀城市 市制施行 50周年	史跡指定 100周年		多賀城創建 1300年 東北歴史 博物館開館 25周年					

表9 整備実施計画スケジュール（案）

（7）将来計画

AⅡ遺構等保存活用地区にある六月坂地区、北辺地区ほかの既整備地の再整備あるいは追加整備については、本計画期間が終了するまでの間に改めて基本計画を策定し、将来的に実施していくこととする。ただし、既整備地の修理に緊急性が高まった場合には、適宜これを行うこととする。具体的な整備内容は、今後の発掘調査の成果によってさらに検討していくこととなる。

また、本章(4)で述べたとおり、西門・五万崎地区、西辺地区、北辺地区は、多賀城跡の構成要素として重要な門・外郭施設等が存在するばかりでなく、整備がもたらす視覚的効果の面からも重要な意味を持つと考えられるため、発掘調査第10次5ヶ年計画で予定している成果に基づき、将来的な整備をめざすこととする。

（8）事業推進のための取り組み

① 実施体制

a. 協議・調整機関

今後のS重点遺構保存活用地区を中心とした整備は、宮城県および多賀城市が分担して実施することとなるため、本整備計画で示した方針に基づき十分な調整と協議を行いつつ進める必要がある。そのための協議・調整機関を、宮城県教育庁文化財保護課、宮城県多賀城跡調査研究所、東北歴史博物館及び多賀城市教育委員会文化財課で組織する「多賀城跡連

絡協議会」とする。

b. 指導機関

整備事業を進めるにあたっては、文化庁とともに、宮城県教育委員会が設置した多賀城跡調査研究委員会の指導・助言を得ることとする。ただし、南門復元ほか周辺整備の具体的な計画に関しては、多賀城市教育委員会が多賀城南門等復元整備検討委員会議の指導・助言を得ることとしている。

② 関係機関との連携と調整

S重点遺構保存活用地区等の整備実施においては、道路の移設あるいは廃止、連絡園路の設定、雨水の排水処理等に関して、多賀城市の関連部局と連携し調整を行っていく必要がある。また、電柱・電線の移設に関しては、設置者との協議を行いその機能を確保しながら整備を進めていく必要がある。

③ 地域・県民と一体となった整備の推進

地域住民及び市民・県民に向けて、整備の全体構想と方向性、今後重点的に実施する事業の計画を説明する機会を積極的に設け、多賀城跡に対する関心を高めてもらうとともに、整備に対する理解と協力を得ていく。また、この中で住民・県民が整備事業や日常的な維持事業、さらには史跡を利用した様々な活動に参画できる方法を共同して探っていく。

④ 整備事業の情報公開と安全確保

従来行っている多賀城跡の紹介に加え、今後の整備の方向性と完成予想を、ホームページやリーフレット等を利用して積極的に公開し、多賀城跡の認知度をさらに高めていく。特に南門復元等の大規模

な事業の実施にあたっては、現地で復元工事の進行状況を公開する方法も探る。

整備事業が長期化するため、工事期間中に見学可能な地区への動線を暫定的に設定するなど、来訪者への便宜を図ることが必要である。また、整備工事が大規模となる場合には、周辺での安全確保を充分に図ることも重要である。

(9) 今後の課題

本計画で示した整備を進めていくにあたっては、多賀城跡全体にわたって策定すべき具体計画が残されている。これらは、本章(5)「遺跡の保存活用に関する整備方針」でも述べており、重複することとなるが今後の課題としてまとめて記すこととする。

① サイン計画

案内板・案内標識・誘導標識・説明板等の各種サインを効果的に機能させるため、動線計画と連動させて史跡全体のサイン計画を作成する。表示した遺構・遺跡構成要素・城内の景観及び生活文化構成要素をより良く理解してもらえよう、配置・内容・表現方法を検討する。また、サインの種類ごとにデザインコードを定め、統一的で好印象をもたらすものをめざす。この際には、多賀城市が実施する歴史的風致維持向上計画における重点区域及び「歴史の道」におけるサイン計画とも連携し、史跡の周辺を含めて検討していくものとする。

② 緑化修景計画

整備地を中心とした全体的な緑化修景計画が必要である。どの場所に植栽を行うべきか、植栽にどのような役割をもたせるのか、それにふさわしい植物種は何か、既存緑地はどう修景すべきか等について、歴史的景観・ビューポイントほかからの眺望・公園的利用等の観点から検討し、地区を繋いだ全体的な計画を作成する。